

平成30年7月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成30年7月3日（火） 13：30～15：42

○場 所 有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	松 本 正 弘
委 員	本 多 直 行
委 員	立 花 博
委 員	森 み ず き

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長	伊 藤 太 一	教育総務課長	菅 幸 博
学 校 教 育 課 長	古 瀬 唯 二	社会教育課長	松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長	浅 田 寿 啓	書 記	吉 本 昇

○議事日程

開 会

第 1 会期決定

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 前会会議録の承認

第 4 島原市教育長職務代理者の選任について

第 5 教育長報告及び各課6月行事報告

第 6 議案上程

34号議案	島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について	原案 可決
-------	-------------------------	----------

第 7 次回定例教育委員会日程について

第 8 その他

(1) 報告事項

① 7月行事予定について

② 6月市議会定例会一般質問報告

(2) その他

- ① 平成30年度（平成29年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（案）について
- ② 教職員及び児童生徒の事故の報告等（非公開）

第 9 閉会

【会議録】

開会 （13：30）	
森本教育長	みなさん、こんにちは。ただいまより7月定例会を開催いたします。
第 1 会期決定	
森本教育長	まず、日程第1「会期の決定」を議題といたします。 会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、会期は本日1日と決定いたします。
第 2 会議録署名委員の指名について	
森本教育長	次に、日程第2「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員に松本委員、それから立花委員を指名しますので、よろしくをお願いします。 (「はい」の声)
森本教育長	はい、ありがとうございます。
第 3 前会会議録の承認	
森本教育長	次に、日程第3「前会会議録の承認」を議題といたします。3月29日、そして5月1日、及び6月1日に行いました開催した定例会の会議録につきましては、お手元にお渡ししてございます。ご覧いただきまして、何かお気づきの事がございましたら、ご意見をお願い致します。 なお、3カ月分まとめて提出になりましたことを、お詫びいたします。

森本教育長	<p>いかがでしょうか、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」という声あり)</p> <p>それでは承認いたします。もし字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。</p>
-------	--

第 4 島原市教育長職務代理者の選任について

森本教育長	<p>次に、日程第4「島原市教育長職務代理者の選任について」を議題といたします。教育長職務代理者につきましては、昨年7月13日に臨時の教育委員会を開催した際「職務代理者の任期は法律に明文化されていませんが、本日から1年を目安とする。ただし、再任を妨げない。」という申し合わせをこの会にお諮りして、皆様に了承していただいております。来週12日でちょうど1年が経過し、任期満了になるところでございます。</p> <p>これはあくまで教育長が指名をするという形になっておりまして、申し合わせのとおり1年を目安としますけれども、「再任を妨げない」ということになっております。私から事前に少しお話を致したところでございますけれども、指名してよろしいでしょうか。松本委員を指名いたします。</p> <p>(「はい」という声あり)</p>
森本教育長	<p>再度という形になりますが、1年間よろしく願います。</p> <p>(「よろしく願います。」という声あり)</p>
森本教育長	<p>教育長職務代理者には、松本委員を指名しました。</p>

第 5 教育長報告及び各課6月行事報告

森本教育長	<p>次に、日程第5「教育長報告及び各課6月行事報告」を議題といたします。まず、私から報告をさせていただきます。</p> <p>1点目は、本日の「臨時休業について」でございます。非常変災時の臨時休業につきましては、「校長が決定する」ということになっております。本市の場合、非常に範囲が狭いということと、地理的な条件が同</p>
-------	---

森本教育長

じであるということ、及び学校給食の対応を統一するべきだということから、校長会と教育委員会とで相談しながら決定することにしております。昨日の午前中、台風7号の進路を考えまして、なるべく早い段階で決定するのがいいだろうということで、校長会と相談しながら、本日を臨時休業といたしたところであります。登校には支障がなかったかとも思いますが、今のこの天気ですので、下校時は厳しい状況になったかなと思います。

2点目です。学校訪問についてであります。5月22日第二中学校からスタートして、6月29日まで三会小学校を最後に本年度の学校経営訪問が終了いたしました。本年度は校長の異動が多かったものですから、10校になりますが、委員の皆様にも多くの時間を割いていただきまして、誠にありがとうございました。相対的に、異動した校長につきましても、それぞれ自分の思いを前面に出して、意欲的に工夫しながら学校経営に取り組んでいるという印象を持ちました。また、校長と教頭のコンビが、非常にうまく行っているということも感じました。

3点目です。中学校の体育大会であります。6月9日、10日両日、武道・球技大会が、22日は陸上競技大会が行われました。武道・球技の部で何より嬉しく思いましたのは、5つの中学校すべてが、少なくとも1本の優勝旗を持ち帰ったということで、ほっとして安心したところでもあります。従前ではどうしても、一部の学校に偏ってしまって、優勝旗を持ち帰れない学校がありましたが、本年はすべての学校が優勝旗を持ち帰って、おそらく玄関に飾ってあるものと思います。もうひとつ感じたこととしましては、少子化で部員数の減少によりまして、5校すべてで対抗戦を行える団体競技が減少してきた、と感じました。サッカーとテニスの男女、それからバレーボール女子のみではなかったかと思えます。結果につきましては、後ほど学校教育課から報告があります。

4点目です。先般、大阪において発生した地震により、高槻市の小学校プールの壁が崩壊して、女兒が無くなる事件がありました。本市に於きましても、緊急に塀等の調査を行ったところでございます。現在、対応策を検討しております。詳細につきましては、後ほど教育総務課から報告があります。

5点目です。富山市のピストルによる殺傷事件についてであります。

森本教育長	<p>犯人は警察官からピストルを奪い、小学校に侵入して、工事のために配置されていた警備員を射殺する、という事件が発生しております。学校に於きましては、刃物を持った不審者侵入に対しましては訓練をしております。被害に遭った学校に於きましても、一斉に体育館に全校児童を避難させて、刺股(さすまた)により刃物を持った犯人へ対抗するという、訓練どおりの対応をやったということで、私も感心致しました。</p> <p>学校には、犯人がピストルを持っているという情報が入ってなかったということでありました。今は「想定外まで想定しなさい」といことでもありますけれども、ピストルを持った不審者にどういう対応策があるのか、ということを考えてところであります。来週、校長会がありますので、校長達に投げてみたいと思います。現在の施設・設備面で最善の方法は何なのか、そこを一緒に考えていきたいと思います。</p> <p>私からの報告は、以上でございます。</p> <p>それでは、各課から6月の行事を報告してもらいます。</p>
菅 課 長	<p>教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の内容説明。</p>
古 瀬 課 長	<p>学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の内容説明。</p>
松 本 課 長	<p>社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の内容説明。</p>
浅 田 課 長	<p>スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の内容説明</p>
森本教育長	<p>ありがとうございました。私からの報告を含めまして、4課からの報告が終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
立 花 委 員	<p>学校経営訪問は、6月と7月合わせて10校でしたね。今年度参加させていただいて、大変勉強になりました。具体的な内容については割愛</p>

しますが、経営訪問の内容が教育委員さん達からの質問だけではなくて、各指導主事さん達からの質問も入りましたね。校長の経営方針に対して、その学校の良さ、あるいは校長の経営の良さを、引き出すような視点から質問されたもの、と考えております。ぜひそういう視点でまた、巡回もありますから、指導主事さん達には頑張っていたいただきたいと思えます。ただ1点だけ校長会等でお願いしたことがあるんですが、「生命・きずな・感謝の心」について、島原市の教育方針として打ち出しているからこそお願いしたいんですが、今年すごいなと思ったのが、ある校長先生御2人が「生命・きずな・感謝の心」を自分のものとして受け止めて、それを自分の学校の教育方針にきちんと打ち出されました。これはすごいなと思いましたが、またそうあるべきだと思います。

残念なのは、あとの8校の校長先生方は、要覧とか経営訪問の資料には打ち出してありますが、壁面の飾りに等しいような状況なのではと思います。市の教育方針として打ち出すからには、なぜそれが市の方針になっているのか、それを校長としてどう受け止めて、自分の学校経営に具体的にどのように活かしていこうとしているのか、そこまでを市内の学校に校長として勤める人には必要なのではないかと、という気がします。その点をぜひお願いしたいと思います。ちょっと私にもわからないのは、「噴火災害を通して学んだ、生命・きずな・感謝の心」という捉え方と、平成24年だと思えますが、「復興から学んだ、生命・きずな・感謝の心」があるんですね。それを、島原市は「復興から」というふうに出されていると思うんですが、校長先生にも二通りの捉え方があるので、そこのところは私も何んとも言えないんですが、いずれにしても、島原市の校長として勤めるからには教育方針を自分のものとして、具体的に学校経営に活かしていくという事が大切ではないか、という気がしました。よろしく申し上げます。

古瀬課長

はい。ありがとうございました。

松本委員

立花先生が仰った教育方針の「生命・きずな・感謝の心」は、噴火からきた分と復興から行く分で、前の委員会の中で少しズレがでていないですかと。もう少し深く考え直していいのではないですか、と

<p>森本教育長</p> <p>古瀬課長</p> <p>森本教育長</p>	<p>いう意見が何年か前の委員会で出ましたので、その辺を含めていただければ、と。立花先生が仰ったように、復興から持ってきた分に繋げていただければいいのかなと。復興もこれだけ進めばちょっとな、というところもありますので、これから先お願いします。</p> <p>「生命・きずな・感謝の心」というのは、私たち教育委員会は復興から学んだということで、ずっと捉えてきてるんですね。それで、何年か前に市の教育方針が変更になっています。市の努力目標が変わったんですね。そのときに、これまでは教育の基盤ということでずっと受け継いできたものなんですね。教育の基盤から表現が実は変わってきている。そこら辺りで学校の捉え方も変わってきたのかどうか、そこは私も充分、私も以前は現場におりましたので、「あら、変わったね。」という思いもしてたんですが、この「生命・きずな・感謝の心」という3つの言葉ですけど、再度、校長会なりで話をして、学校教育課からも周知してください。</p> <p>はい。わかりました。ありがとうございました。</p> <p>他にありませんか。次にいってよろしいでしょうか。</p>
<p>第 6 議案上程</p>	
<p>森本教育長</p> <p>森本教育長</p> <p>松本課長</p>	<p>次に、日程第6「議案上程」に入ります。</p> <p>第34号議案</p> <p>島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について</p> <p>第34号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p> <p>議案集の1ページになります。第34号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について、説明いたします。提案理由としましては、島原市少年センター運営協議会委員の任期が平成30年6月30日を以って満了したことから、島原市少年センター運営協議会条例第3条</p>

	<p>の規定により、委員に委嘱しようとするものです。委員につきましては、表に記載のとおり14名中11名は前期から継続しての委嘱になります。3名が新規の委嘱でありますので、紹介します。</p> <p>友永峰昭 氏 白山地区青少年健全育成協議会会長 諸岡真理 氏 生活安全課長 小松逸子 氏 島原市主任児童委員代表</p> <p>任期につきましては、平成30年7月3日から平成32年6月30日までとしております。条例第3条では任期は2年となっておりますが、条例第7条「協議会の運営に関し必要な事項は別に定める」という規定を適用し、任期を定例教育委員会開催日を始期として、2年後の6月末日を終期とするものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただ今、第34号議案につきまして提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
森本教育長	<p>これは1号委員ですね。1号委員は「学識経験を有する者」となっていますね。名簿では下から6人の方ですね。全員が充て職ですかね。</p>
松本課長	<p>名簿で言いますと、1号委員は諸岡氏から小松氏までの6人です。2号委員は、市職員として伊藤教育次長です。3号委員は青少年関係機関の職員として、上から7人の方と考えております。基本的に充て職になります。</p>
森本教育長	<p>他にご意見などありますか。よろしいでしょうか。 では、第34号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>はい。では第34号議案は原案のとおり承認いたします。</p>

第 7 次回定例教育委員会の日程について

森本教育長 次に、日程第7「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。

【提案、検討】

森本教育長 次回8月の定例教育委員会を、8月1日（水）午後1時30分から、有明庁舎 1階相談室において行います。

第 8 その他

森本教育長 次に、日程第6「その他」に入ります。まず（1）報告事項「①7月行事予定について」、各課から報告をお願いします。

菅 課 長 教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。

古 瀬 課 長 学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。

松 本 課 長 社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。

浅 田 課 長 スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。

森本教育長 ただいまの各課からの報告につきまして何かご質問はありませんか。

（発言なく経過）

森本教育長 何かありませんか。では、よろしいですか。

（「はい」の声）

森本教育長 次に、「②6月市議会定例会一般質問報告」に入ります。

伊 藤 次 長 教育委員会一般質問答弁について別紙、答弁要旨により説明。

森本教育長	<p>ただいまの報告につきまして、何かご質問等ありませんか。</p> <p>(発言なく経過)</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは(2)その他の、「①平成30年度(平成29年度事業分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価(案)について」説明をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>別紙、「平成30年度(平成29年度事業分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価(案)について」により説明。</p>
森本教育長	<p>何かお気づきの点がありましたら、事務局へお知らせください。</p>
本 多 委 員	<p>事務局へ連絡する期限はいつまでですか。これを3名の学識経験者に見ていただく時間も必要ですよ。</p>
菅 課 長	<p>まず、これを8月に議案として提出し了承をいただいてから、学識経験者に所見を求めることとなります。よろしければ、今月20日ぐらいまでをお願いします。</p>
森本教育長	<p>それでは、7月20日ぐらいまでに皆様のご意見をお願いします。</p> <p>他に、その他について、何かありましたらお願いします。</p>
菅 課 長	<p>教育総務課から、あと2点報告させていただきます。</p> <p>1点目が、小・中学校のブロック塀の安全点検についてです。委員の皆様もご承知のとおり、先月18日に大阪で大きな地震があり、被害に</p>

遭った児童1名が亡くなるという痛ましい事故がありました。この事故の後、市内全小・中学校に職員が赴きまして現地調査を行いました。

お手元に集計結果資料を配付しております。結果は小・中学校15校のうち、校内にブロック塀などがある学校が第四小学校と三会長貫分校を除いた13校ということで、この13校にブロック塀が35箇所確認されています。このうち、高さや控え壁、基礎など建築基準法の基準を満たしていないと疑われるブロック塀が10校で16箇所、この壁の内部に法令で定められた基準どおりに鉄筋が施工されているか、あるいは基礎が定められた深さまで埋設されているかなどが確認できずに法令違反かどうかの判断ができないのが11箇所確認されております。その他、目視や高さを測ることで適正であると判断できるものが8箇所、という結果になっております。

文部科学省から県を通して安全確認の調査依頼のメールが届いておりますが、その調査票を見ますと、外観に基づく第一次点検に加えて、ブロック塀の内部の点検ということで鉄筋がきちんと施工されているか、あるいは基礎がきちんと埋設されているか等の詳しい調査をなささいということで、その調査をした後の対応についても回答するような様式になっております。私達と致しましても、早急に詳細の調査を行い、調査結果を基に対応を協議したいと考えておりますが、既に高さが合致していない2.2mを超えているようなものにつきましては、早急に基準をオーバーしている部分を取り除く、あるいは代替のフェンスを設置するなど必要な措置をとる必要があると考えております。大規模な工事ということになると、当然、財源措置が必要になってきますので、国も今回の調査結果を踏まえていろんな補助等の財源措置を考えているようですので、そういったところも視野に入れながら、取り組んで行きたいと考えているところです。以上がブロック塀についての安全点検の報告でございます。

2点目です。今年度の島原市の奨学金、昨年度から償還免除型の「ふるさとにもどってこね奨学生」ということで制度を作って募集をかけております。その結果につきましては、お手元の資料のとおりでございますけども、2月から先月29日までの募集期間にホームページ、あるいはチラシの班回覧、学校を訪問しての周知、新聞へ掲載も試みて広く

	<p>周知を図ったところではありますが、結果的に今回は従来の貸付型が7名、償還免除型のふるさとにもどってこんねが2名という応募に留まっております。今後、書類審査も含めて今月末に予定しております審議委員会で諮問して、採用の応募者を決定し最終的には本委員会で奨学生を決定させていただきたいと考えているところでございます。以上で報告を終わります。</p>
森本教育長	<p>ただ今、教育総務課から2点報告がありました。ブロック塀の建築基準について説明してください。</p>
菅 課 長	<p>建築基準法施行令第61条と第62条の8ということで、構造が組積造ということで、レンガとか石積みなどを積み上げたような場合が、組積造ということになります。ブロック塀に鉄筋を入れたようなものが補強コンクリート造ということになります。大きく2つに分かれています。組積造では、高さが1.2m以下、厚さは壁頂までの10分の1以上なくてはならないと。そして壁の厚さの1.5倍以上の控え壁を、4m以下のスパンで付けないといけないと。基礎の根入れについては20cm以上ということで、これについては鉄筋については必要ありません。</p> <p>補強コンクリート造では高さが2.2mということで、組積造よりも制限が1m高くなります。壁の厚さが10 cm以上ということで、鉄筋も資料にあるとおりに入れなくてはなりません。根入れは30 cm以上と組積造よりも基準が厳しくなります。</p> <p>壁の劣化や破損については、国土交通省から著しい破損、あるいは傾きが無いかという点検も併せて行うこと、となっております。</p>
森本教育長	<p>何か、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
本 多 委 員	<p>高槻市の場合、資格が無い人がチェックしたので「違法である」ということを判断ができなかったということでした。今回、このチェックに関しては、どなたがされたのか。もうひとつは、35箇所ブロック塀のうち、法令違反か判断できない11箇所については、基本的に補修をするという考え方に立たないといけないと思うんですよ。法令違反かどう</p>

菅 課 長	<p>か分からないとしても、危険性があるのであればしないといけない。その辺の規制というか、指導はありますか。</p> <p>1点目の「調査はだれがやったのか」ということですがけれども、施設整備班の職員、正職員1名と非常勤2名が行いました。1人は2級建築士、1人は1級建築士です。修繕も施工管理の技術者がおります。</p> <p>2点目の、法令違反かどうか判断できない1箇所につきましても、壁内部に鉄筋が入っているかどうかは目視では判断できかねます。文部科学省の今回の調査では、ブロックを一部撤去して、中の確認をするような指示もあっております。具体的な方法は今後検討いたしますが、いずれにしても、基準を満たしていないブロック塀につきましても、対応が必要であろうと考えております。</p>
本 多 委 員	<p>わかりました。</p>
松 本 委 員	<p>法令違反として×のブロック塀の撤去は、いつ頃になるのか。</p>
菅 課 長	<p>たとえば湯江小学校のプール前にあるのは、的当てとして保護者が設置したのですが、控え壁もピッチが広過ぎるので1.2m以下にしないといけません、そうなるると的当てとしては低過ぎるので、保護者と協議しながら進めて行きたいと思っております。湯江小学校にはもう1つ学校用地と道路の間にブロック塀ありますが、これには定められたピッチの控え壁が無いということですので、1.2m以下にしないといけないと考えています。</p>
松 本 委 員	<p>わかりました。私が質問したのは、予算と人の命はどちらが重いのか、ということです。財源は、庁舎建設でかなりの金額が国から出ましたよね。それを流用できないんですか。次長、どうですか。</p>
伊 藤 次 長	<p>この前、三小を見に行きまして、正門にレンガのブロック塀があるんですね。これは近所の人には要るんですね。でも、さっきの的当てなら要らないんですね。ですから、まず必要なのか要らないのか、代替施設で</p>

	<p>できるのかを見なければです。要らなくて危ないのであれば直ちに撤去しますが、代替フェンスでやるというのであれば、その方法で積算します。校庭の粉塵が近隣の家で飛んでくるのでやはりブロック塀が必要だというのであれば、法の基準に合わせて時間もお金もかけて作り直します。危険度と重要度、代替ができるかどうかなどを兼ね合わせて検討します。</p>
松本委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
本多委員	<p>危ないところは一刻も速く施工する、というのが基本的な考え方ですよ。今、調査中でどういった施工方法にするのか含めて検討されているということですが、命に関わることですので、できるだけ早く調査をされて、施工方法も全庁的に見直されて、事故が起こらないようにお願いしたい。また、工事するにはかなりの財源が必要になると思われますが、国の補助制度とか特別交付税措置などはありますか。</p>
菅課長	<p>国も、危険なブロック塀が全国の学校にどれくらいあるのか、また、学校以外の施設にもどれくらいあるのか、情報収集していると思われま。その結果をみて、国も財源措置を考えるのではと思います。</p>
本多委員	<p>そろそろ特別交付税の算定が始まるのでは。</p>
菅課長	<p>これは災害ではありませんので、特別交付税にはどうでしょう。</p>
松本委員	<p>もし危ない壁があったら何かの表示が必要かと思しますので、早く対策をお願いします。予算が伴いますが、万が一の事があったら大変ですから。</p>
伊藤次長	<p>中学校の資料をご覧ください。たとえば、有明中では×が2カ所あります。1カ所は、自転車置場に約36m程のブロック塀があります。ここは学校敷地と道路との間になりますので、道路の通行を考えないといけません。もう1カ所は運動場と民有地との境にありますが、運動場側は</p>

	<p>立入禁止にして、民有地との調整を図ることになります。</p> <p>一番困難を極めるのが、一中のグラウンド北側及び東側です。ここに隣接するのは一般の道路で、クルマも歩行者の数も多く、小中高の児童生徒が通ります。距離も100mぐらいあるので、規模も大きくなり、通行も含めて考えないといけないところです。</p>
菅 課 長	<p>歩道を通行禁止にして、車道を通りなさいとも言えませんし…。</p>
伊 藤 次 長	<p>立花委員さん宅方向へ迂回するようにしても、そこにもブロック塀があります。</p>
本 多 委 員	<p>通学路でも、そんななんですね。あそこはフェンスもありますね。</p>
伊 藤 次 長	<p>あそこは粉塵除けなのか、グラウンドの転落防止なのか、理由が掴めないところです。北側は民家がありますので、もし粉塵止めであれば、今と同じぐらいの高さでしっかりした構造物が必要になるかもしれません。やはり、時間とお金が必要になると思います。</p>
森本教育長	<p>一中のあそこを通行止めにしていいのか、という議論になるわけですね。小中高の児童生徒も一般の人も、多くの人が通っていますよね。</p> <p>(各委員から、登下校生や一般人の通行が多い等の発言あり)</p>
森本教育長	<p>あそこはブロック塀そのものを基準に考えればいいのではなく、その下まで含めて考えなければなりません。</p>
菅 課 長	<p>一中のグラウンド側からの高さならばいいんですが、道路側は低いので、歩道からみると3mぐらいの高さになります。高槻市の場合もそうでした。</p>
本 多 委 員	<p>それからすると、やはり対応を考えないといけないですね。</p>

森本教育長	<p>そのブロック塀が何んのためにあるのか、転落防止のためなのか、砂埃の飛散防止のためなのか等の用途を考えて、もし切っても支障が無ければ安全な高さまで切る、あるいは必要無ければ撤去するなどの見極めをやっていかなければなりません。とにかく早目の対応が必要です。</p> <p>以前、大阪で刃物を持った男が小学校に乱入して、十数名の幼い命を奪った事件がありました。あの事件により、「壁は非常に大事なものだ、門を閉めなさい。」という流れで、都会では児童が登校したら門扉を閉めております。おそらくその頃に塀を造った学校があるのかもしれませんが、しかし、自然災害は避けられませんので、しっかり対策をしなければいけないと思います。</p>
森本教育長	<p>もうひとつ奨学金の件ですが、「もどってこんね」の応募が少なく3名いないということでした。これには、いろんな理由が考えられます。ひとつは、我々の周知のあり方が十分ではなかったのか。もうひとつは、応募条件が高いのではないのか。応募条件の中に、学力の問題がある。また、島原に帰ってくるという条件が付いている。そういったことから、応募が少なかったのではと考えております。審査会の委員に校長もおりますので、その辺りの意見を聞いてみたいと思います。</p> <p>また、一般の奨学生の中を見ると「なぜ、この子はもどってこんねに応募しなかったんだろう。」と思える生徒もいるわけですよね。せっかく創設した奨学金制度ですので、ちょっと残念だったな、という思いもあります。本年は、これで締切っておりますので、これで審査をお願いしようと思います。</p> <p>今の報告についてはよろしいですか。では次の報告をお願いします。</p>
松本課長	<p>資料の「教育委員会関係委嘱委員例規比較」をお願いします。5月1日の定例教育委員会の議案審議の中で、立花委員さんから「各種委員の選任について、再任規定の記載の問題、任期の問題について検討していただきたい。」という意見がありました。この件について、教育委員会の現在の考え方について報告させていただきます。</p> <p>この資料は、社会教育課に係る委嘱が規定された条例、規則の一覧になります。条例で5本、規則で1本ありました。</p>

松本課長

内容ですけれども、再任規定を見たところ、3つの例規におきまして「再任されることができる」「再任を妨げない」との規定があります。

会長、委員長の選任ですけれども、この条例に基づく関係規則の中に「委員の互選で定める」という規定がありました。また、市少年センター規則については、別途任意の会であります「少年センター少年補導委員会協議会会則」で、「会長、副会長は幹事会の互選」という規定がありました。これが、現在の例規の一覧になります。

まず、質問の一つ目の「再任規定について、再任を妨げないという規定があるものと無いものがあるが、条例や規則の違いがありますか。」という質問でしたが、これにつきましては、「再任を禁止する旨の規定がこの条例、規則、関連する法令に無ければ再任することは可能」ということになってきます。結果的に、この規定があっても無くても同じになりますが、疑義が生じないように念のために記載しているのに過ぎない、と考えているところであります。これにつきましては、例規の専門部署であります、総務課に確認しております。

二つ目の任期の関係で「たとえば、会長を2期までとする、と規定できないのか。縛りがあった方が、会として活性化するのではないのでしょうか。」というご質問がありました。これにつきましては、全ての委員に於いて、会長、委員長は、委員の互選により決めることになっております。このため、委員の中で最も相応しい人が選ばれることとなります。どうしても同じ人が会長に選ばれることが不都合ということであれば、委員の長期在任が問題になりますので、たとえば広く様々な意見を取り入れる必要がある、などの理由から、委員の任期を2期までと制限する方法もある、と考えられます。しかしながら、教育行政を推進するうえで、適任者については長期の委嘱が必要になる場合もある、と考えております。また、各地区で選出された方を委員に充てているものもあります。たとえば、本日ご審議いただきました少年センター運営協議会の一部の委員は、各地区の健全育成会の会長になっておられる方でございます。こういった理由から、会長、委員長、各委員の任期については、制限を設けない方が望ましいのではないかと考えているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

森本教育長	ただ今、委嘱委員の例規の比較について説明がありました。何かご質問等ありましたらお願いします。
立花委員	詳しく調べていただいて、ありがとうございました。よくわかりました。
森本教育長	他に、何かありますか。
松本課長	<p>社会教育課から、もうひとつ報告します。お手元の島原市行政改革大綱の資料について説明させていただきます。</p> <p>今年5月、簡素で効率的な行政システムを確立し限られた行政資源の中で行政サービスの質の向上を図るために、島原市第五次行政改革大綱が策定されております。この具体的な取り組みとして、前期実施計画平成30年度から平成34年度が、6月に策定されまして、6月市議会定例会に報告があったところです。厚い資料は全項目でございます。薄い資料が教育委員会関係の抜粋ですので、そちらで説明致します。</p> <p>目次では、19ページになります。【2】4.(5)公民館の運営のあり方検討、これが教育委員会に関係するところです。実施方針としては、「急速に変化する社会の中で、地域の連帯意識希薄化が叫ばれている中、新しいコミュニティと協働しなら地域活動を支えていく拠点としての、公立公民館を目指して管理運営あり方について様々な視点からの検討を行っていくものとする。」という計画であります。参考までに、第四時でも公民館の運営について検討を進めておりましたが、これまでの結果から、「指定管理には馴染まない」という市としての方向性が出ておりますので、別の方法で今後のあり方の検討を進めていくと考えております。具体的には、実施項目として2項目あります。一つ目が「公立公民館の非常勤職員による運営」です。指標として「地域の個性を活かし、生涯学習の推進及び地域活動の拠点となる公民館の運営のために、地域の人材による運営についての研究・検討を行う」。現在、市の職員が公民館主事としておりますが、これを地域の人材から発掘していきたいと考えております。実施年度としましては、平成30年度に研</p>

究・検討を行って、平成31年度から試験導入を計画しております。平成35年度から本格導入という考え方です。

2つ目の、「地域コミュニティとの協働運営」ということで、「地域コミュニティと協働した公立公民館の運営についての研究・検討を行う」についてですが、平成30年度に研究・検討を行い、平成31年度から試験導入を考えてしております。しかしながら、この地域コミュニティにつきましては市長公室も所管しておりますので、市民フォーラム等の中で市民への周知を図っておりますので、そちらとの連携をとりながら進めていく必要があると考えております。

次のページをお願いします。事務局として考え方を整理しました。

【1】時代背景ということで、大きく3つの背景があります。まず、戦後の国の再建が急務とされた時期がありました。そして、高度成長期。人口の増加とか行政サービスの向上、生活水準の向上。しかし、こういった豊かさから、公民館地域には様々な影響が出てきております。

三つ目に人口減少社会ということで、少子高齢化と人口減少、地方財政の悪化により行政サービスの維持が困難、こういったことから住民の自立の必要性が出てきている状況です。これに対して、【2】公民館の役割、というものがあります。まず設立時の目的は、昭和21年に国から全国の町や村を再建することを目的に公民館設置が奨励されております。昭和23年に教育委員会制度創設、昭和24年に社会教育法が制定され、公民館は課題解決を図るための総合的な社会教育施設ということで位置付けされたところであります。しかしながら、高度経済成長期を経て豊かさの影響から、公民館はまちづくりの主役であったものが、精神的なゆとりを求める教養講座中心的な施設への傾向になってきた、という現状もあります。

こういった中、地域、公民館について、現状と課題、将来像ということで、整理しておりますので少し説明いたします。まず地域の現状と課題ですが、都市化・過疎化・価値観の多様化、人間関係の希薄化、つまり「個人でも生きていける」とか「他人と関わりたくない」人が増加してきております。こういった中、将来像としては「一人ひとりが当事者意識を持って、地域で互いに支え合う」こういった地域社会を作っていく必要があると考えられます。また、人口減少により税収が減少し行政

<p>松本課長</p>	<p>サービスの維持が困難になってきております。こういった中では、地域の人が助け合い協力する、つまり住民自治を確立していく必要がある、と考えられます。このため公民館では、たとえば高齢化社会に伴う地域福祉の拠点とか、地域防災に関する住民活動の拠点になっていく必要もあると考えられます。当然、自治公民館との連携も必要です。</p> <p>次に、公民館、地域が変わっていくためには、公民館も今後は「イベント型」から「地域の課題解決型」へ、そして「行政運営型」から「地域運営型」、「地域経営型」へ変わっていく必要があると考えられます。後々には、市の政策的支援強化のためコミュニティセンター化の検討も必要になってくると考えられます。</p> <p>次に、施設運営の核となる公民館職員ですけれども、現在は館長は社会教育課長が兼務ですが、実際は主事の正規職員と事務の非常勤職員の2人で運営している状況であります。この公民館職員を実質3人体制へ持っていけないか、ということであります。まず、館長を地域から選任する。特に地域のことをよく知る市職員OBとか、教職員OBから選任していく。主事については地域活動の実践者から選任し、できたら社会教育指導員の立場に置いて、公民館機能つまり生涯学習的機能の現状を維持しながら、地域課題の解決型へ持っていけないかと考えております。それから公民館事務については、現状維持を考えております。</p> <p>これによって期待される効果は、地域から職員を選任することでこれまで培ったノウハウを生かしてもらおう。これにより当事者意識が強化され、地域の人材発掘、情報収集、課題の把握に有効に繋がるのではないかと考えております。また、地域コミュニティとの連携が強化しやすく、地域活力との連携が図りやすいのではないかと考えております。</p> <p>資料には取り組み実践として考え方をいくつか示しておりますが、一つ目も二つ目も具体的な活動を展開するには、小学校区が望ましいということを謳っております。三つ目はどこから導入していくかということで、地区名を挙げていましたが、たとえば公民館校区と小学校区が一致しているところ、そして自治公民館との連携を考えた場合、三会・杉谷・安中がモデルには有効ではないかと考えているところです。</p> <p>最後に、社会教育としては積極的に関わっていく必要があると。つまり、当事者意識づくり、地域経営感覚の醸成、公民館職員の育成という</p>
-------------	---

視点では、社会教育はこれまで以上に変わる必要があると考えております。

資料の次のページには、ひとつのイメージ図を示しております。下の方ですが、地域住民が一体となった課題解決、これを公民館が拠点となっていくべきではないか、と考えております。そして、この連携、協働を進めるためにも、地域から職員を選んできたいという考え方です。

市役所との関係ですが、当事者意識を高めるためには、少し行政事務の一部を地域と公民館に任せると。そして、業務遂行に必要なの財政部分の支援は必要になるかと考えております。これに合わせて、公民館からも積極的なまちづくりの提案ができればと考えております。

資料には、公民館の横に「地域経営会議」と仮称で挙げておりますが、公民館職員と地域の代表者による、こういった会議を開催して、「私達の地域にしかできないこととは何だろう。」といったことを考え実践しながら進めていく。具体的事業としては、もっと沢山あると思いますが、今思いつくことをいくつか例示しております。

最終的には地域についても「地域コミュニティ組織の構築」ということでも、合わせて検討を進めていく必要があるんじゃないか、と考えております。

以上のような構想を持っておりますが、こういう計画を進めるにあたりまして、委員皆様からのご意見をいただいて参考にさせていただきたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

森本教育長

第五次の行革について、説明をいたしました。委員の皆様から、ご質問等ありましたらお願いいたします。

松本委員

大分県日田市では、これを始めています。視察でいきましたよね。

古瀬課長

はい。指定管理者の件で行きました。内容的には同じですね。地域の方を指定管理者に入れてやる、ということでした。

伊藤次長

今回の審議会では委員さんから「公民館を指定管理者に」という意見が出ていましたが、「社会教育、生涯学習の場としての公民館は、指定

<p>松本委員</p>	<p>管理には馴染まないだろう。」ということで結論しているので、もし指定管理を出すということであれば、公民館というよりコミュニティセンターというような位置付けをして、もう少し広めにとって、たとえば地域の防犯とか安全とか賑わいとか、というところでやらないと厳しいだろうと。</p> <p>もし、公民館を指定管理者である場合、「利用料金が上がるだろう」ということが一番のネックになりましたよね。だから、上がらずに平行でいけるように、工夫していただければ。ただ、指定管理になったら「営利的」と、皆さんから思われるのでは。</p>
<p>伊藤次長</p>	<p>たとえば、中山間山村みたいな店も無い、生涯学習をする講師もいないというところであれば、指定管理を出して、商店や文化サークルの運営を事業主ができるというメリットはあるかと思いますが、今の島原市のエリアを考えますと、指定管理を前面に出すよりも、地域の皆さんと一緒にいいものを作り上げましょう、という観点からいく方がスムーズに行くような気がします。ただ、良いところは学びながら取り入れて、より良いものを作っていくというのが、今年度の勉強課題であると思っています。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>「生涯学習の質は落とさないようにしましょう」という大前提の中で、地域運営型へ持っていこうと。そういったことなんですね。まずは、良い人材を発掘して、こういったことに頑張っていただければ、と思います。コミュニティのあり方の一方策としては、進めていかないといけない。</p>
<p>本多委員</p>	<p>このイメージ図の見守り活動とか環境美化とか、そういったところを見ると「地域に密着した公民館」というより、もっと広い、まさに「コミュニティ」ですよね。社会教育法に基づく公民館ではないし、その辺が持っていくとしたときに、どういった運営ができるでしょうか。</p>
<p>伊藤次長</p>	<p>あまり難しく考えなくていいと思います。ただ、今公民館でたとえば</p>

	<p>中高年のための料理教室とか、運動教室などをやっていますよね。それを地元にある社会福祉施設の方の空き時間にボランティアでやれば、無料でできるわけですよね。地元の施設の事業者が社会教育の一部としてやっていくと、他の部分に振り向けることができると思います。ただ、地域によって違うかもしれませんが。</p>
本多委員	<p>これはひとつの例であって、「これをやりなさい」というわけではないからですね。自主的にいろいろと企画されたものが、この公民館活動の中で一体となってやればいい話ですよね。その運営が、どのような形でできるのかなと思います。教職員OBとか市職員OBとか、偏ってしまうことになりませんか。</p>
伊藤次長	<p>たぶん、7地区それぞれで違うかもしれません。ニーズも違うでしょうし、バラバラなやり方になるかもしれません。</p>
本多委員	<p>自主性を尊重しないといけないでしょうね。基本的なベースとしては、こういった形を持ちながら、それぞれの地区でどういったやり方ができるのか検討しなければならいんでしょうね。かといって、最初からいろいろ心配していても進まないでしょうし。</p>
伊藤次長	<p>最初の走り出しは、ある程度の見切りも必要だと思います。</p>
本多委員	<p>自主的に運営できるような方向に向けていく、関わっていくというのが、こちらの協議会のあり方なのかな、という気がします。ただ難しいでしょうね。</p>
森本教育長	<p>試験導入も必要でしょうし、地区の選定についてもお諮りしたいと思います。</p>
伊藤次長	<p>私たち公務員も副業ができるようになったので、NPOというような形でできるので、この組織の中で市役所の職員がどのように関わるのかというと、たぶんこの組織の中でNPO的な関わりが入ってくるので、</p>

	<p>仕事は仕事としてあるのでしょうけど、地域の住民として、ある意味、時間内でも参画できるというような状況に、時代の要請で変わってきています。まったく手を離しませんよ、というイメージじゃないかと</p>
本多委員	<p>地域の自主性を尊重しながら行政もスリム化できる、というのがあるわけですね。</p>
松本委員	<p>これは、指定管理ばかり言うとかかなり厳しいですよ。行政が絡んだ中で地域から指導主事を選ぶという形が。</p>
本多委員	<p>そうですね。</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。今後も協議していきたいと思います。他にありますか</p>
古瀬課長	<p>中学生の海外訪問について説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者：中学3年生15名（男子3名、女子12名） ・引率者：古瀬課長、中尾指導主事、中学校の英語教諭、養護教諭 <p>次の報告からは個人情報保護のため、非公開でお願いします。</p>
森本教育長	<p>ここからの報告には、個人情報に関することが入っているということですので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>《承認》</p>
森本教育長	<p>では、これより「非公開」といたします。</p>
古瀬課長	<p>教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）</p>
古瀬課長	<p>以上で報告終わります。</p>

森本教育長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。
第 8 閉会（15：42）	
森本教育長	ないようでしたら、これで本日の7月定例教育委員会を閉会します。